

部会

- ・生徒心得(校則)(案)について
- ①靴については、白色のスニーカーではなく運動靴(ひも付き)とする。
- ②上履きは、スリッパを検討中。導入については、27年度新1年生から導入する。
- ③靴下は、基本的にくるぶしがでる靴下は使用禁止、色については白色を基本とする。女生徒については紺色の使用も可とし(冬場)、ワンポイント刺繍、ラインについては今後検討する。
- ④頭髪、眉、爪など基本的な容姿については現校則を適用する。(各学校共通)
- ⑤校外生活における制服外出については、生徒心得を廃止すること検討中。
- ⑥部活動についてはまずは現行の部活動を前提にアンケート調査を実施し、合併後の生徒数を考慮した部活動体制の構築を図ることとする。

## 平成26年度「健康づくり推進団体活動費補助金」追加募集のお知らせ

村では、住民の皆さんが自主的に実施される健康づくり活動を支援するため、活動費の補助の追加募集を行います。健康づくりのためぜひご活用ください。

### 1. 対象となる活動

健康づくりや介護・認知症予防を目的とした自主的な活動  
 ※概ね月1回以上、年間を通じて定期的に行うことが必要です。

### 2. 団体要件

次のすべてに該当する団体となります。

- (1)村内において健康づくり、介護・認知症予防を目的として活動する団体であること。
- (2)構成員の全てが村民(村に住民票がある方。以下同じ。)であること。
- (3)構成員の総数がおおむね5人以上の村民で、5世帯(同一住所を有する場合、1世帯とします。)以上であること。
- (4)宗教活動、政治活動または営利事業を行う団体でないこと。
- (5)代表者が当該団体の講師を兼ねる団体でないこと。

### 3. 補助額および対象経費

団体の構成員数などに応じて異なります。

団体の構成員および世帯数	補助上限額	主な対象経費
おおむね30名以上かつ15世帯以上	20万円以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に必要な物品・消耗品等の購入費など</li> </ul>
おおむね10名以上かつ10世帯以上	10万円以内	
おおむね5名以上かつ5世帯以上	5万円以内	

### 4. その他

- ・補助金については、昨年度と異なる条件があります。詳細については各庁舎に配置する応募要領をご参照ください。
- ・各団体の構成員の皆さんには、より良い健康づくり活動を行っていただくために、健康診断(特定健診)の積極的な受診をお願いしています。

### 5. 応募要領の配布場所

村ホームページのほか、各庁舎の窓口で配布します。

### 6. 申請受付期間

10月1日(水)～31日(金)  
 ※受付期間終了後は、健康推進課保健係までお尋ねください。

〈問合せ先〉 役場 健康推進課 保健係 TEL (62) 9180